

第 6 章 地震災害対策計画

第1節 地震の想定

この計画策定に際しては、地震による被害を想定し、その諸対策を検討するため、「簡易型地震被害想定システム（総務省消防庁消防研究所作成）」を用いて、下記のとおり地震モデルを設定した。

簡易型地震被害想定システムによる夕張市の地震被害想定

項 目	内 容	
震 源 位 置	市内中心部(任意)を点震源(直下型)と想定	
震 源 の 深 さ	0 km	
地 震 の 規 模	石狩低地東縁断層帯の強震動評価により マグニチュード7.9	
震 度	V+ ~ VI+	
地震発生時刻	冬期間の夕刻 18:00	
被 害 想 定	家屋被害	約 450棟
	被害者数	約 18人
	出火件数	約 20件

(資料第15 簡易型地震被害想定システムによる被害想定一覧)

第2節 地震災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市及び防災関係機関は災害予防対策を積極的に推進する。

第1 地震に強いまちづくり

避難者の安全確保や延焼防止など、災害の拡大防止に重要な役割を果たす公園、道路等の整備に努め、建築物やライフライン施設の耐震性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

1. 公園、緑地の整備

市街地におけるオープンスペースの確保は、震災時における火災の延焼防止等に重要な役割を果たすため、公園、緑地の適正な配置に努めるとともに、既設公園の整備を行い、防災効果の向上を図るものとする。

2. 道路、橋梁の整備

道路、橋梁は、震災時には避難、救援、救護、消防活動等の動脈として多様な機能を有していることから、これらの新設及び補修に当たっては、従来からの拡幅整備を推進するほか耐震性に十分に配慮するものとする。

3. 防災拠点施設の整備

地震災害の発生に備え、避難所、避難場所の整備を推進し、必要な資機材、非常用物資等の備蓄を行うとともに、広報等を活用して、市民に対する周知を図るものとする。

4. 建築物の耐震性の向上

地震災害時において、円滑な応急対策活動を確保するため、情報伝達、避難、救援・救護等の防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の向上に努めるとともに、市民に対して、建築物の耐震化促進の周知を図るものとする。

5. ライフライン施設の耐震性の確保

上・下水道、電気、通信などのライフライン施設は、生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受けた場合、通常の生活を維持することが困難となるため、耐震性や代替性の確保に努めるものとする。

第2 防災知識の普及

地震災害による被害を最小限に防止するため、防災に関する正しい知識の広報活動を行い、防災意識の普及高揚を図るものとする。

1. 市民への防災知識の普及

地震災害の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導などの広範な応急対策が必要となるため、市民が自分の身を守り、さらには防災関係機関の職員と協力して活動できるよう、必要な知識の周知を図るものとする。

(1) 防災パンフレットの作成、配布

- (2) 広報「ゆうばり」への掲載
- (3) 防災関係用品展示などのPR

第3 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

地震災害時において住民の生活を確保するため、「第4章 予防計画 第10節食糧等の確保及び防災資機材等の整備計画」の定めるところにより行うものとする。

第4 避難計画

地震災害から住民の生命、身体を保護するため、避難場所、避難施設の整備等に関する計画は、次のとおりとする。

1. 避難場所の確保及び管理

避難場所及び避難施設は、「第4章 予防計画 第8節 避難体制整備計画」の定めるところとし、市は、地震災害から住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難施設の整備を図るものとする。(指定緊急避難場所及び指定避難所 —資料第26)

2. 避難場所及び避難施設の住民周知は、「第4章 予防計画 第8節 避難体制整備計画」の定めるところとし、市は、避難場所及び避難施設の周知を図るものとする。

第5 積雪・寒冷対策

積雪寒冷期に地震が発生した場合は、避難路の確保に支障を生じるなど、他の季節に比べ被害が拡大することが懸念されることから、除雪体制の強化など、必要な対策の推進に努めるものとする。

1. 除雪体制の強化

- (1) 緊急輸送等に要する道路交通の確保
- (2) ヘリポートの確保

2. 避難所の整備

- (1) 暖房器具（電源を要しないタイプ）の整備
- (2) 防寒用品の備蓄

第6 避難行動要支援者対策計画

地震災害発生時には、高齢者、障がい者等いわゆる避難行動要支援者が犠牲になる場合が多い。このため、「第4章 第9節避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」の定めるところにより、避難行動要支援者の安全確保に努めるものとする。

第7 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、「第4章 第11節 自主防災組織の育成等に関する計画」の定めるところにより自主防災組織の育成を推進するものとする。

第 3 節 地震災害対策計画

地震による被害の拡大を防止するため、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施するものとする。

第 1 応急対策活動

地震による災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合は、市長は本部を設置し、指定地方行政機関、道、市内の公共的団体等の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

1. 災害対策本部

(1) 本部の設置

震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 震度 5 以下の地震が発生した場合は、円滑に対策本部設置に移行できるように初動体制に万全を期するものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、迅速・的確な応急対策を実施するために必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置することができる。

2. 職員の非常配備体制

(1) 非常配備体制

「第 2 章 防災組織 第 2 節 災害対策本部の組織」に定めるところにより、災害予防・応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な配備体制をとるものとする。

(2) 緊急参集

ア 職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを察知したときは、動員指示を待つことなく、配備計画に基づき、直ちに参集し配備につくものとする。

イ 職員は、参集途中において火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防又は警察機関等へ通報するとともに、適切な措置をとるものとする。

ウ 地震により道路、橋梁等が損壊し、指定された場所への参集が不可能なときは、居住地域の施設等において応急対策活動を実施するものとする。

第 2 通信連絡の対策

1. 防災関係の通信施設の活用

通信連絡は、「第 3 章 災害情報通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

2. 報道関係機関の協力活動

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知・要請・伝達等について、最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

3. 機動力による連絡体制の確立

- (1) 全通信機関が使用できないときは、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。
- (2) 自衛隊ヘリコプターの派遣要請は、知事（空知総合振興局長）に依頼するものとする。
- (3) 北海道消防防災ヘリコプターの派遣は、知事（総務部危機対策室防災消防課防災航空室）に要請するものとする。
- (4) 緊急消防援助隊の要請は、知事（総務部危機対策室防災消防課）に要請するものとする。

第3 広報活動

1. 広報の準備

広報車は、非常時においても直ちに出勤出来るよう平常時から点検整備を行い、災害時の対応に万全を期するものとする。

2. 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

- (1) 地震に関する情報、注意事項
- (2) 避難場所について（避難場所の位置、経路等）
- (3) 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時）
- (4) 火災状況（発生場所）
- (5) 電気・水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項）
- (6) 医療救護所の状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (9) 河川、土木施設状況
- (10) 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

3. 広報の方法

「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」に定めるところによるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ・テレビ・新聞・広報車等）を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとする。

第4 消火活動

「第4章 予防計画 第7節 消防計画」に定めるもののほか、国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

1. 火薬類等の対策及び措置

- (1) 火薬工品、石油、ガス、ガソリン等の取扱い、販売業者又は消費者に対し本部長は、一時その取扱い、販売、貯蔵、運搬、消費を禁止し、又は制限する。
- (2) 本部長は、被害が広範囲にわたり、引火爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難、立退きを勧告又は指示する。

第5 避難救出対策

避難救出対策については、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

1. 避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、避難誘導に当たっては、円滑な立退きについて適宜指導する。
その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。
2. 避難救出に当たっては、消防機関を主体として行うが、関係機関及び地域町内会等の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。
3. 住民等の避難に当たっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路及び避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。
4. 避難所の運営は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保に配慮するものとする。
また、避難所の運営に関しては、町内会及びボランティア組織等の協力を得るものとする。

第6 災害警備及び交通応急対策計画

地震災害においての地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備及び道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」に定めるところによる。

第7 輸送計画

地震災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害対策要員の移送及び救出のための資機材、物資の輸送を迅速確実に行うための計画は、「第5章 災害応急対策計画 第12節 輸送計画」に定めるところによる。

第8 ヘリコプター活用計画

地震災害におけるヘリコプターの活用についての計画は、「第5章 災害応急対策計画 第22節 ヘリコプター活用計画」に定めるところによる。

第9 食糧供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策の従事者に対する食糧供給に関する計画は、「第5章 災害応急対策計画 第5節 食糧供給計画」に定めるところによる。

第10 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水の供給が困難となった場合の応急給水は、「第5章 災害応急対策計画 第7節 給水計画」に定めるところによる。

第11 衣料、生活必需品等供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、「第5章 災害応急対策計画 第6節 衣料、生活必需物資供給計画」に定めるところによる。

第12 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（水道、下水道、電気、通信放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生じる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりとする。

1. 水道施設

- (1) 土木水道班は、地震災害により被災した水道施設の応急復旧及び飲料水の確保に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制、及び情報連絡体制を確立し、被害の軽減と迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。
- (2) 地震災害により水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知するものとする。

2. 下水道施設

- (1) 土木水道班は、地震災害により被災した下水道施設の応急復旧に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制、及び情報連絡体制を確立し、雨水、汚水の疎通に支障のないように速やかに応急対策を行うものとする。
- (2) 地震災害により下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況、復旧見込み及び排水不能地区における使用自粛等の広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知するものとする。

3. 電気

- (1) 北海道電力(株)栗山営業所は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、被害状況や停電の調査を実施し、施設の点検及び二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、停電の早期解消に努める。
- (2) 地震災害により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

4. 電話

- (1) 東日本電信電話(株)岩見沢支店は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、被害状況や不通状況の調査を実施し、施設の点検を行うとともに、通信が困難な状況においても最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。
- (2) 地震災害により通信施設に被害があった場合は、報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第13 医療及び助産計画

地震災害時における医療及び助産の実施は、「第5章 災害応急対策計画 第9節 医療計画」に定めるところによる。

第 14 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 8 節 防疫計画」に定めるところによる。

第 15 廃棄物処理等計画

地震災害時における被災地の廃棄物処理、死亡獣畜、放浪犬の処理等の業務に関する計画は「第 5 章 災害応急対策計画 第 10 節 清掃計画」に定めるほか、次のとおりとする。

1. 被災地の廃棄物の処理は、倒壊家屋等による災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設の被災等により、市のみで適正に処理することが困難な場合は、近接市町及び北海道に応援を求め、実施するものとする。
2. 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 1 項及び同法施行令（昭和 45 年政令第 300 号）第 3 条に規定する基準に従い、所要の措置を講ずるものとする。

第 16 文教対策計画

地震によって、児童生徒の安全確保や通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 13 節 文教対策計画」に定めるほか、学校管理者は次のとおり実施するものとする。

1. 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、平常時から災害に備え職員等の任務分担や時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。
2. 在校中の児童生徒の安全を確保するため、防災上必要な安全教育や防災訓練等を実施するとともに、災害時には迅速かつ適切な指示と誘導を実施するものとする。
3. 文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所等の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図るものとする。

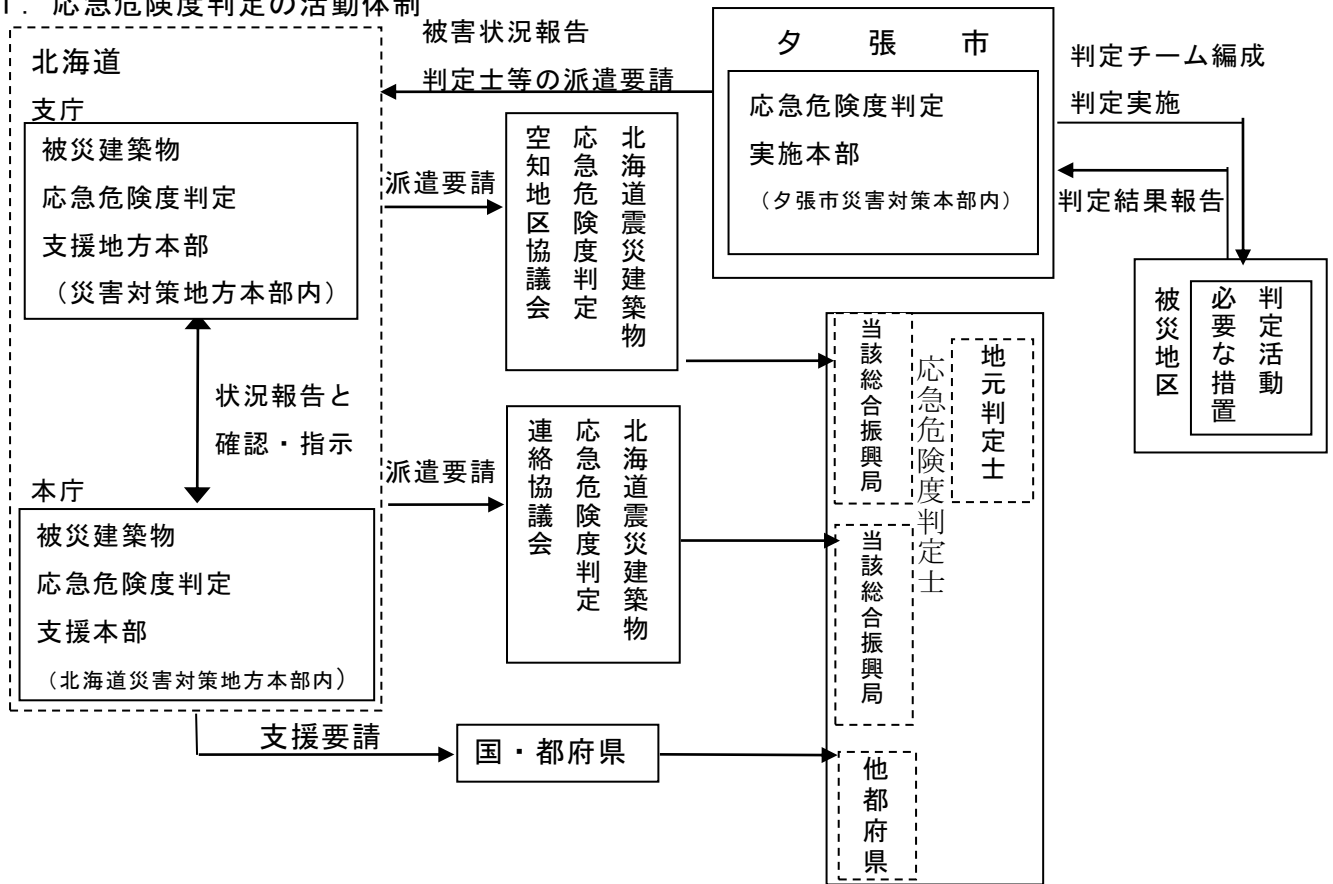
第 17 住宅対策計画

地震災害により、住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、応急修理に関する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 15 節 住宅対策計画」に定めるところによる。

第 18 被災建築物安全対策

被災建築物による二次災害を防止するため、建築関係団体の協力を得て、被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施するものとする。

1. 応急危険度判定の活動体制



1. 応急危険度判定士の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができるものとする。

(2) 判定開始時期及び調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別毎に行うものとする。

(3) 判定内容及び判定結果の表示

被災建築物の構造・躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付するものとする。

なお、各段階の判定内容は、次のとおりである。

危険： 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

要注意： 建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

調査済： 建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること。また、余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第 19 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

地震災害により行方不明となった者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬の実施に関する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 16 節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋設計画」に定めるところによる。

第 20 広域応援計画

市及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、「第 5 章 災害応急対策計画 第 18 節 広域応援要請計画」に定めるもののほか、次のとおり他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

1. 地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救護等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道及び他の市町村に応援を要請する。
2. 市は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うなど受入体制を確立しておく。
3. 消防本部は、地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。
4. 市長又は消防本部は、大規模災害又は特殊災害が発生し、単独及び道内の消防応援だけでは十分な対応がとれない場合は、北海道知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

なお、北海道知事に連絡がとれない等緊急の場合については、消防庁長官に対して直接要請する。

第 21 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合における、自衛隊部隊等の災害派遣を要請する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 19 節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

第 22 防災ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の活用に関する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 20 節 防災ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。